



# 第 次

## 第 1 部

1. 開 会 挨 拶
2. 来 賓 挨 拶
3. 来 賓 紹 介
4. 祝 電・メッセージ 披 露
5. 議 事

- (1) 議長選出
- (2) 61年度経過報告
- (3) 61年度決算報告
- (4) 役員改選
- (5) 62年度活動方針(案)
- (6) 62年度予算(案)
- (7) 各加入団体の紹介並びに決意

## 第 2 部 講演

八尾健康会館友の会事務局長 中西美代子

1. はじめに

老人保健法「改正」による自己負担の大幅引き上げ、老人保健医療施設（中間施設）の推進、健保本人2割負担実施の動き、国保制度の後退など、本来、国の責任、役割としてすすめられるべき医療、福祉などの社会保障制度も、「自助・互助・公助」という「役割分担の原則」（「厚生白書」）にもとずいて、公的責任の後退、国民への犠牲の転嫁が図られつつあります。

こうした中で私たちは、患者・家族の医療とくらしを守るために、總會を成功させ、医療相談会の開催、滋賀県との話し合い、署名と募金のとりくみ、機関誌の発行、各集会への参加など活動を続けてきました。

2. 主な活動

(1) 昭和61年度の總會開催

61.5.25第3回總會を大津市立心身障害者福祉センターで開催しました。總會は、滋養連を構成している8団体の代議員7名の参加のもとに成功しました。

午後は、滋賀県腎臓病患者連絡協議会が腎バンク設立のための相談会を、全国膠原病友の会滋賀支部が總會並びに講演と医療相談会を、京都スモンの会滋賀支部が大津・彦根保健所の協力を得て生活相談会を、他の団体は、合同交流会と滋賀県国民年金課の協力を得て年金相談会を開きました。

(2) 役員体制について

總會には元気な姿で司会を務められていた松田副会長が6月2日の早朝亡くなられ、次期總會まで空白では会の運営に支障を来します。副会長的な役割を果たして頂ける方を滋賀県腎臓病患者連絡協議会より出していただくことになり、7月26日の役員会で柳田貞男さんをお願いすることになりました。

(3) 滋賀県への働きかけ

各団体から出された要望事項をまとめ62年度の要望書として6

1. 9. 25 大津保健所会議室において、滋賀県医務予防課長に要望書を提出いたしました。回答は61. 12. 8付で寄せられ、役員会で一項目ずつ検討し再度次のとおり要望し、61年度内に厚生部次長との話し合いを申し入れていましたが、県議会や担当専門員等の異動により今日に及んでいます。

#### 1 重点事項

◎滋賀県難病連絡協議会の事務所の公的機関内設置について検討してください。

\* 秋田・群馬・岐阜・静岡等では設置されています。

#### 2 拡充する事項

◎各保健所において訪問指導や医療相談を実施してください。

\* 頼めば訪問するだけでなく業務として位置づけて全ての難病者を対象に訪問指導をしてください。又専門医による医療相談会を行なってください。

◎滋賀県在宅重度心身障害者援護激励金制度は継続してください。

#### 3 各団体からの要望については、再度要望します。

#### (4) 国立療養所比良病院の統廃合反対にたいする取組み

総会で了解を得ました国立療養所比良病院の存続、拡充について、役員会で協議し、滋賀県議会と大津市議会に対する陳情書をまとめ、61. 9. 3両議会に陳情書を提出しました。61. 9. 26付で大津市議会議長から採択の通知がありました。

#### (5) 他団体との連携

全国患者・家族団体連絡会では“難病患者などの医療と生活の保障を要望する請願”の署名と募金の運動を提起し、私達も加盟団体の一員として取り組んだ結果、署名6, 699名、募金総額424726円と大きな成果をおさめることができました。また、この運動に昨年に引き続き滋賀高教組、大津市労連と野洲町職員組合の温かいご支援をいただきますとともに、61年度はじめて野洲ロータリのみなさまのあたたかい御援助をいただきました。

61.10.4～5にかけて第15回地域難病連全国交流会が福岡県社会福祉センターで開催され、おおみの会の倉見国生さんに滋賀県難病連絡協議会を代表して参加していただきました。

61.11.22～23の両日、熱海市で開かれたJPC86'全国交流集會に石井正、毛利和弘さんに参加していただきました。

62.3.21にOTKの総会が開かれ全国膠原病友の会滋賀支部の笠原園子さんに参加していただきました。

#### (6) 役員会の開催

今年度も、昨年につづき原則として月一回の定例の役員会を開いてきました。出席状況は、それぞれ病気をかかえているだけに、必ずしもよいとはいえませんが、各団体から最低一名は出ていただくことを願ってお互いに努力を重ねてきました。今後も頑張って継続していきたいと思います。

#### (7) 機関誌「しがなんれん」の発行

滋難連と会員との唯一のパイプ役である機関誌を広報担当の献身的な努力により“しがなんれん”3号を発行することができました。会員のみなさんがたの期待に答える機関誌にするために回数や内容も充実させたいとおもいます。

## 日本の医療・福祉と患者運動を考える

# 全国交流集会'86アピール

私たち難病患者、長期慢性の患者、薬害、公害、労働災害などによる患者・障害者とその家族は、自らの病氣と闘い、さし迫る生活の危機と対峙しながらも、なお、多くの同病の仲間たちをいかに励まし、国民の医療と健康をどのように守りぬくかについて、悩みつつ試行錯誤を繰り返しながら、可能な限りの知恵と力を出し合い、手をつないで活動をすすめてきました。

私たちのその悩みと苦しみと多くの困難を解決するのは、私たちの住んでいる地域の中で、必要とする医療をどのように確保するか、公共の福祉をどのように向上発展させるかにかかっています。

そのためには、医師、医師会をはじめ医療や福祉に携わる人々、地域で生活を共にする人たちと、どのように連携をつくり、そのつながりを大きく太くするかが重要な課題となっています。

科学技術が高度に発達しつつある現代日本の社会において、病氣とは何か、障害とは何か、健康とは何かについて、その根本が問い直されると同時に、科学技術偏重の医療から人間性尊重の医療へいかに人間的豊かさを持ちつづけ、あるいはそれを実現させるかという医療が今、強く求められているのではないのでしょうか。

しかし、一方では多くの患者・家族、そして国民は、医療を含めて社会保障について大きな不安を感じています。現実の医療・福祉の後退は、まだほんの入口にすぎず、その本当の姿は現わしていないと感じています。

私たちは、少ない時間、不十分な討議ながらも、全国各地から26団体148人があつまり、現状と課題を話し合い、そして学習を行いました。

ささやかな行動ではあっても、それは必ず明日の医療を切り拓くものであることを確信します。

医療法の改悪や老人保健法の改悪などの医療の危機を克服し、福祉の後退を押し返すものは、私たちの団結とたゆみない運動にこそあると確信します。

私たちの運動は、この社会に病氣によって苦しむ人や障害によって差別される人がいる限り、どんなに苦しくてもつらくても、一つひとつをつみ重ねていかなければなりません。なぜなら、私たちの運動は、国際障害者年の理念である全ての人間が平等である社会を実現させる運動でもあるからです。

全国の患者会の仲間たちに私たちと共にこの運動をすすめることをよびかけ、そして国民の皆様に絶大な支持と支援を訴えます。

1986年11月20日

昭和61年度 滋賀県難病連絡協議会歳入歳出決算書

自 61.4.1

至 62.3.31

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
会 費	180,000	191,400	
県補助金	300,000	300,000	滋賀県より
寄付金	0	14,600	
雑収入	80,000	101,539	募金活動他
繰越金	236,896	236,896	前年度より
合 計	796,896	844,435	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
事務費	50,000	18,310	
会議費	150,000	136,248	總會費用他
通信費	60,000	64,240	機関誌発送他
印刷費	170,000	96,110	機関誌印刷他
報償費	100,000	68,000	講師謝礼他
旅 費	230,000	175,560	全国交流集会他
分担金	15,000	23,000	JPC、OTK他
予備費	21,896	0	
合 計	796,896	581,468	

歳入合計844,435－歳出合計581,468＝262,967 は次年度に繰越

### 請願署名カンパ明細

団体名	署名数	募金額	各団体還元金	滋養連	患者会
膠原病	1,122	99,356	49,678	19,871	29,806
腎協	3,283	200,000	100,000	40,000	60,000
おおみ	110	2,212	1,106	442	663
筋無力	420	24,000	12,000	4,800	7,200
スモン	1,226	32,010	16,005	6,402	9,603
リウマチ	186	38,200	19,100	7,640	11,460
ロータリ	100	21,541	-	15,079	6,462
賛助会員	10	1,000	-	700	300
市労連	239	6,407	-	4,485	1,922
計	6,696	424,726	197,889	99,419	127,416

### 会計監査報告

会計監査の結果、滋賀県難病連絡協議会の会計処理及び手続は、すべて正確に行なわれていることを認めます。

昭和62年5月5日

会計監査 片岡誠司 ㊞

## 昭和62年度 活動方針（案）

### 1. 組織の強化と会員同志の交流を深めよう

前年に引き続き、役員会の定例化を図るとともに、専門部会の活動を活発化し、他団体とも手を結び難病患者家族の交流をふかめます。

### 2. 難病に対する啓蒙活動をつよめよう

自治体や医療機関に働きかけて難病に体する理解を深め、正しい認識をもっていただくよう努めます。

### 3. 要求実現に向けての活動をつよめよう

会員の持つ具体的かつ切実な要求の実現のために努力します。

### 4. 滋賀県難病連絡協議会の事務所を確保し活動を強化しよう

滋賀難病連絡協議会事務所設立準備基金を取り崩します。

金額 350,000円

利息は一般会計に振替ます

昭和62年度 滋賀県難病連絡協議会歳入歳出予算書(案)

自 62.4. 1

至 63.3.31

収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
会 費	180,000	③300×600
県補助金	300,000	60年度から
難 収 入	80,000	
基金繰戻金	350,000	
事務所運営分担金	120,000	
寄 付 金	0	
繰 越 金	262,967	
合 計	1,292,967	

支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
事 務 費	50,000	封筒、用紙他
会 議 費	150,000	会場費他
通 信 費	60,000	機関誌他郵送料
印 刷 費	170,000	総会議案、機関誌等印刷代
報 償 費	100,000	講師謝礼、慶弔費等
旅 費	230,000	総会、役員会等
分 担 金	15,000	全国患者会、OTK等
事務所開設拠出金	350,000	
事務所運営費	120,000	
予 備 費	47,967	
合 計	1,292,967	

## 滋賀県難病連絡協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会の名称は滋賀県難病連絡協議会（略称 滋賀難病連以下本会と略す）と称し事務局を滋賀県下におく。

(目的)

第2条 原因も治療方法も不明といわれ、又治療の方法があっても全治することなく、生涯闘病生活を続けなければ生命を維持する事が出来ない、いわゆる難病者（児）がお互いの情報を交換し、加盟各団体及び個人の相互連絡を深めながら共通した願いを達成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1) 各種懇談会、学習会、啓蒙活動等を行う。  
(2) 同じ目的を持つ団体と、全国的にも地域的にも広く協力し、共に運動を進める。  
(3) 各団体の自主性を尊重し、その独自の活動を保障し支援する。

(会員の構成)

第4条 本会の会員は正会員及び賛助会員で構成する。  
(1) 正会員 本会の正会員は次により構成する。  
本会の目的に賛同した滋賀県下における、いわゆる難病団体・個人（患者家族も含む）。  
(2) 賛助会員 賛助会員は、本会の目的に賛同する個人または、団体。

(総会)

第5条 本会の最高議決機関は、各加盟団体及び個人の代表者による代表総会とする。総会は年1回とし、次のことを決める。  
(1)活動方針 (2)活動報告 (3)会計予算 (4)会計報告 (5)役員選出  
総会は各加盟団体及び個人の代表者の3分の2以上（委任状を含む）を以て成立し、議事は合議によって決定する。尚、代表者数は、別に定める。

(臨時総会)

第6条 本会は、臨時に総会を開催する事が出来る。開催にあたっては、役員の決議によるものか、又は、会員の3分の2以上の要請があったとき。

(役員)

第7条 本会の役員は下記の通りとする。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 2名  
(3) 事務局長 1名  
(4) 会計 1名  
(5) 理事 若干名  
(6) 会計監査 2名  
第7条の役員は、各加盟団体及び個人の代表者の中より互選して選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の命により事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の出納を担当する。
- (5) 理事は、会長を補佐し会員相互間の連絡その他会務を分掌する。
- (6) 会計監査は会計を監査する。

(役員会)

第9条 本会の役員会は、原則として月1回とし、会長が必要と認めた時は、臨時にこれを行う事が出来る。

(招集及び任期)

第10条 総会及び役員会は会長が招集する。また、役員の仕事は1カ年とし、再任を妨げない。

(会費)

第11条 第3条の事業遂行のため、会員より会費を徴収する。尚、その額は総会で決定する。

(運営費)

第12条 本会の運営費は、会費及び助成金、寄付金等を以てこれにあてるものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(規約の改廃)

第14条 本会の規約の改廃は、総会で行うものとする。

附 則

この規約は昭和59年9月9日より施行する。

## 滋賀県難病連絡協議会旅費規定

### (目的)

第1条 この規定は滋賀県難病連絡協議会の用務のために出張するとき支給される旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

### (決定)

第2条 出張は、役員会又は会長の決定により行う。

### (旅費)

第3条 旅費はもっとも経済的な経路の実費を支給する。ただし役員会の決議により増減することができる。

2. 片道100km以上については、急行料金又は特急料金を支給する。

### (宿泊料)

第4条 宿泊が必要な場合は、1日に付き8000円を限度とし、実費支給する。

### (請求)

第5条 旅費の請求は、出張後30日以内に明細書を添えて請求した時に支給する。

### 付 則

1. この規定は、昭和60年4月1日より実施する。

滋賀県難病連絡協議会加入団体

■ 滋賀県腎臓病患者連絡協議会

連絡先 ▼

田村 一雄 TEL

■ 全国膠原病友の会 滋賀支部

連絡先 ▼

石井 小百合 TEL

■ 京都スモンの会 滋賀支部

連絡先 ▼

柳井 晃 TEL

■ 日本リウマチ友の会 滋賀支部

連絡先 ▼

奥村 ひさ子 TEL

■ 全国筋無力症友の会大阪支部 滋賀会

連絡先 ▼

酒井 茂 TEL

■ 滋賀ヘモフィリア友の会 湖友会

連絡先 ▼

前田 周男 TEL

■ 稀少難病の会 「おおみ」

連絡先 ▼

倉見 国生 TEL

■ 賛助会員グループ

連絡先 ▼

石井 正 TEL